

統合幕僚監部の服装に関する達を次のとおり定める。

平成18年3月27日

統合幕僚長 陸将 先崎 一

統合幕僚監部の服装に関する達

改正	平成18年12月27日	統合幕僚監部達第58号
	平成19年1月5日	統合幕僚監部達第1号
	平成20年3月26日	統合幕僚監部達第5号
	平成25年2月14日	統合幕僚監部達第4号
	平成26年3月31日	統合幕僚監部達第12号
	平成27年9月29日	統合幕僚監部達第4号
	令和3年11月17日	統合幕僚監部達第5号

(目的)

第1条 この達は、統合幕僚監部（以下「統幕」という。）に勤務する職員の服装に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(適用)

第2条 統幕に勤務する職員の服装は、この達で定めるもののほか、自衛官においては、自衛官服装規則（昭和32年防衛庁訓令第4号）等によるものとし、各自衛隊の規則を準用するものとする。

(定義)

第3条 この達において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 統幕に勤務する自衛官及び事務官等をいう。
- (2) 自衛隊の施設 自衛隊の使用する庁舎、営舎、船舶その他の施設をいう。
- (3) 部長等、部長、参事官、報道官、首席法務官及び首席後方補給官をいう。

分類番号：A-A0-A05

保存期間：30年

保存期間満了日：

(制服等着用心得)

第4条 職員は、関係規則の定めるところに従い、正しく制服等（事務官等においてはふさわしい服装）を着用し、服装及び容儀を端正にし、統幕の職員としての規律及び品位を保つように努めなければならない。

(服装)

第5条 通常の業務における服装は、次に掲げるものを原則とする。

(1) 自衛官においては常装又は作業服装等

(2) 事務官においてはふさわしい服装

(特例)

第6条 自衛官は、別に定めるところにより、上衣を脱衣することができる。

2 各部長等は、勤務上必要と認める場合は服装を統制することができる。

(制服等の着用期間)

第7条 自衛官の制服等のうち、夏制服及び冬制服の着用期間については、その都度、総務部総務課から通知するものとする。

(氏名札の着用)

第8条 職員は、別紙第1に示す氏名札を着用するものとする。

(識別帽)

第9条 識別帽の着用については、別紙第2のとおりとする。

(統幕最先任識別章)

第10条 統幕最先任識別章の制式及び着用要領について、別紙第3のとおりとする。

(き章等の着用)

第11条 自衛官は、外国に出張若しくは留学又は訓練等により国外において勤務する場合又は国際平和協力隊若しくは国際緊急援助隊に派遣される場合には、必要に応じて各自衛隊の規則による。

(行事等の服装)

第12条 統幕の職員が他機関等の行事等に参加する場合は、当該行事で示される服装に従うものとする。

(その他)

第13条 統合幕僚学校に勤務する職員の服装については、統合幕僚学校長が別に定めることができる。

附 則

この達は、平成18年3月27日から施行する。

附 則（平成18年12月27日統合幕僚監部達第58号）

この達は、平成19年1月1日から施行する。

附 則（平成19年1月5日統合幕僚監部達第1号）

この達は、平成19年1月9日から施行する。

附 則（平成20年3月26日統合幕僚監部達第5号）

この達は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成25年2月14日統合幕僚監部達第4号）

この達は、平成25年3月1日から施行する。

附 則（平成26年3月31日統合幕僚監部達第10号）

この達は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年9月29日統合幕僚監部達第4号）

この達は、平成27年10月1日から施行する。

附 則（令和3年11月17日統合幕僚監部達第5号）

この達は、令和3年11月17日から施行する。

別紙第1（第8条関係）

氏名札の着用要領

1 制服

(1) 様式



※ 文字はゴシック体とする。

形状

アクリル紫染めとする。

文字は白文字とし、次のとおりとする。

ア 所属

a 上部の日本語

課長以上はその職名、その他の者は所属課を表示する。

b 下部のローマ字

所属部を表示する。

イ 氏名

姓を日本語及び所属の右側に英略語で表記する。

(2) 着用位置

ア 自衛官

右胸ポケットの上端部（ポケットのない場合は、これに相当する位置）とする。

イ 事務官等

左胸ポケットの上端部（ポケットのない場合は、これに相当の位置に付ける。）

2 作業服等

(1) 様式



※ 文字はゴシック体とする。

ア 各自衛隊の作業服等の着用要領に合わせた色調の、布製台地等にすることができる。

イ 黒文字で所属及び姓を表記するものとする。


(2) 着用位置各自衛隊の着用位置に準ずる。

別紙第2（第9条関係）

識別帽着用要領

- 1 識別帽については、次のとおり使用することができるものとする。
 - (1) 着用場所は自衛隊の施設内とする。ただし、訓練、演習に参加する場合及び災害派遣等の宿営地については、自衛隊の施設内に準ずる場所として着用することができるものとする。
 - (2) 日米共同演習、日米調整会議等、米軍との業務を頻繁に実施する特性から、米軍施設内も自衛隊施設に準ずる場所として着用することができるものとする。
 - (3) 簡易服、作業服装及び体育服装の場合は、施設外においても着用することができるものとする。
 - (4) 前各号の場合、いずれも威儀を正す必要のある場合（儀式、行事等）を除くものとする。

2 制式

区分	内容	備考
形状	野球帽型	後頭部メッシュ仕様及びあご紐については、選択することができる。
色調	紫	
佐官以上	ひさしに「桜花桜葉模様」	
尉官	ひさしの上部に「金色紐」	
曹	ひさしの上部に「銀色紐」	
帽子前面デザイン	<p>明確に「統幕」が判別できるものとする。</p>  <p>(一例)</p>	

別紙第3（第10条関係）

統幕最先任識別章の制式及び着用要領

1 制式

（1）形状及び寸法

ア 金属製識別章



直径：50ミリメートル

イ 布製識別章



直径：50ミリメートル

（2）色彩等

金属製識別章は、地金を銀、表面については中心を黄色七宝、桜花を白色七宝、旭光を銀色、飾玉を金色、その他の部分を青色七宝、裏面を地金色とする。

なお、布製識別章は台地を薄緑色、縁どりを黒色、中心を薄緑色、桜花を淡緑色、旭光を薄灰色、飾玉を薄緑色、その他の部分を黒色の糸の織り出し、又は刺しゅうにより金属製識別章を模したものとする。

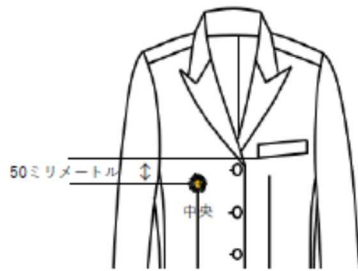
2 着用要領

（1）金属製識別章（陸上自衛官）

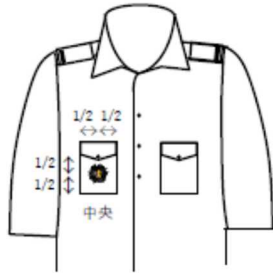
ア 冬服上衣、第1種夏服上衣、第1種礼服冬（夏）上衣及び女性第1種礼服冬（夏）上衣



イ 女性冬服上衣及び女性第1種夏服上衣



ウ 第2種夏服上衣、第3種夏服上衣、女性第2種夏服上衣及び女性第3種夏服上衣

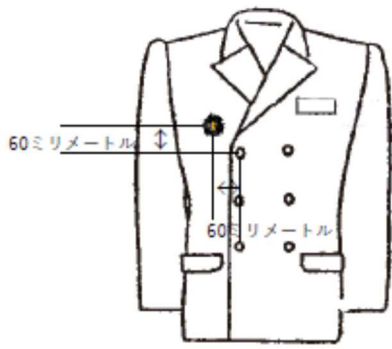


エ 第2種礼服用冬（夏）上衣及び女性第2種礼服用冬（夏）上衣

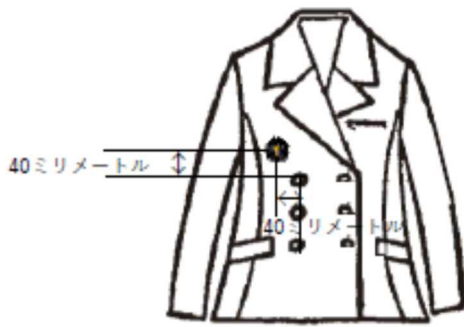


(2) 金属製識別章 (海上自衛官)

ア 冬服上衣



イ 女性冬服上衣



ウ 第1種夏服上衣



エ 女性第1種夏服上衣

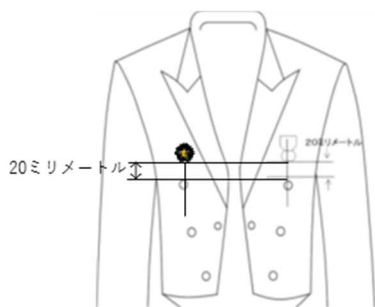


オ 第2種夏服上衣、第3種夏服上衣及び女性第2種夏服上衣
陸上自衛官に準ずる。

カ 女性第3種夏服上衣



キ 礼服冬（夏）上衣及び女性礼服冬（夏）上衣



(3) 金属製識別章（航空自衛官）

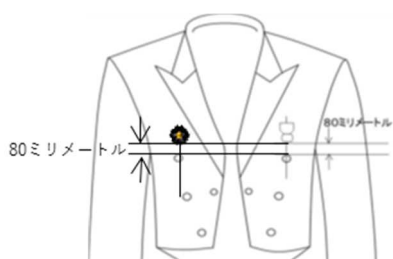
ア 冬服上衣、第1種夏服上衣、女性冬服上衣及び女性第1種夏服上衣



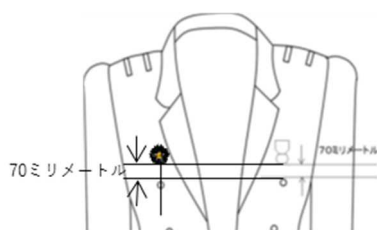
イ 第2種夏服上衣、第3種夏服上衣、女性第2種夏服上衣及び女性第3種夏服上衣



ウ 礼服冬（夏）上衣



エ 女性礼服冬（夏）上衣



(4) 布製識別章

作業服上衣、戰鬥服裝、航空服裝、救難服裝、整備服裝等

